

平成26年度鶴岡市交通安全対策会議

日時：平成26年6月26日（木）

午前10時

場所：にこ♥ふる3階 栄養指導研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 平成25年度交通安全事業の実施状況について

(2) 平成26年度交通安全事業の実施計画について

(3) その他

4 講 話

5 閉 会

協議（１）平成２５年度交通安全事業の実施状況について

1. 交通安全施設等整備事業

(1) 国土交通省鶴岡国道維持出張所関係

- ①区画線（路面標示含む） 更新…85,820m（85.8km）管内全線
- ②国道7号 水沢地区交差点改良 工事完了

(2) 国土交通省月山国道維持出張所関係

①区画線

- ・外側線 68,610m
- ・ゼブラ・注意文字 7,810m

※設置箇所：西村山郡西川町大字月山沢～鶴岡市下山添

- ・高視認性区画線 3,250m
- ・ワイド外側線 3,140m

※設置箇所：鶴岡市田麦俣（田麦俣登坂車線）

②安全施設

- ・防護柵補修 520m

※補修箇所：鶴岡市田麦俣～鶴岡市下山添

③防雪

- ・防雪柵更新 2,590m

※更新箇所：鶴岡市西荒谷～鶴岡市丸岡

④撤去

- ・天井板撤去 2箇所

※撤去箇所：月山第一トンネル（L=2,662m、5,388枚）

月山第二トンネル（L=1,524m、3078枚）

(3) 県関係

①歩道整備事業

（主）余目温海線 黒川地内 工事 L=120m

（一）梳代鶴岡線 外内島地内 設計

②区画線

区画線 管内 L= 30 km

③事故危険区間対策事業

(一)面野山鶴岡線 平京田地内 カラー舗装等 県道との交差点等

(一)面野山鶴岡線 新形地内 カラー舗装等 市道との交差点等

(4)警察関係

別紙 資料4

(5)市関係

交通安全施設設置状況

対象地域	道路反射鏡(基)		区画線(m)		防護柵(m)		照明灯(基)	
	新設	更新	新設	更新	車両用	歩行者用	新設	更新
鶴岡地域	8	17	705	62,468	519	634	1	1
藤島地域	3	1	0	3,610	0	0	0	0
羽黒地域	2	1	0	4,010	71	0	0	0
櫛引地域	0	3	6	4,111	890	41	0	0
朝日地域	1	1	322	1,797	47	24	0	0
温海地域	1	1	0	0	21	104	0	0
合計	15	24	1,033	75,996	1,548	803	1	1

2. 交通安全教育の推進

交通安全指導専門員5名を配置し、交通安全教育を実施

(配置状況 鶴岡地域：4名 温海地域：1名)

交通安全教室開催状況

(参加者：人)

	本所		藤島庁舎		羽黒庁舎		櫛引庁舎		朝日庁舎		温海庁舎		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
幼児	155	12,955	23	1,836	26	1,647	13	765	7	298	25	1,582	249	19,083
小学生	32	2,951	6	472	4	175	3	128	2	144	2	103	49	3,973
高齢者等	23	619	7	178	4	66	2	60	3	160	2	49	41	1,132
計	210	16,525	36	2,486	34	1,888	18	953	12	602	29	1,734	339	24,188

3. 広報・啓発活動

(1) 街頭立哨指導、店頭啓発、広報車での街頭宣伝、広報つるおかへの掲載等

(2) 交通安全大会（鶴岡、藤島、羽黒、櫛引、温海地域において開催）

(3) 交通安全功労者表彰

①藤島：1個人、2団体 ②羽黒：5個人、3団体

(4) 交通安全ポスター募集

①小学生の部：応募67点、入選16点

②一般の部（中学生・高校生含む）：応募5点、入選1点

(5) 交通安全モデル事業

○第四学区地区

交通安全啓発活動に資する機材等（交通安全看板）の整備と、それらを活用し活動を実施

4. 通学時の安全確保

(1) 交通指導員配置状況

	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	計
配置箇所	29	7	0	1	2	3	42
配置人数	30	7	0	2	1	3	43

(2) スクールゾーン対策協議会等へ交通安全用品購入補助 5地区

朝暘第三小学校、斎小学校、湯田川小学校、湯野浜小学校、西郷小学校

5. 交通災害共済事業

(1) 加入状況

・加入者数 82,860人(加入率61.92%)

・加入金額 29,042,460円

(2) 見舞金支給状況

・支給件数 454件

・支給金額 28,520,000円

協議（２）平成２６年度交通安全事業の実施計画について

1. 交通安全施設等整備事業

(1) 国土交通省鶴岡国道維持出張所関係

①区画線（路面標示含む） 更新…65,000m（65.0km）管内全線（予定）

②国道7号、112号 安全施設工事（標識、防護柵等）（予定）

(2) 国土交通省月山国道維持出張所関係

①区画線

・外側線 58,340m

・ゼブラ・注意文字 10,250m

※設置箇所：西村山郡西川町大字月山沢～鶴岡市下山添

・高視認性区画線 3,250m

・ワイド外側線 3,040m

※設置箇所：鶴岡市田麦俣（田麦俣登坂車線）

②安全施設

・防護柵補修 1,000m

※設置箇所：鶴岡市田麦俣～鶴岡市下山添

③防雪

・スノーシェッド 2箇所

※設置箇所：鶴岡市田麦俣（月山第二トンネル鶴岡側1箇所完成済み）

(3) 県関係

①歩道整備事業

(一) 梳代鶴岡線 外内島地内 工事 L=46m

②区画線

区画線 管内 L= 30 km

③事故危険区間対策事業

(一) 面野山鶴岡線 大塚町地内 カラー舗装等

(主) 鶴岡羽黒線 みどり町地内 カラー舗装等

(一) 鶴岡村上線 美原町地内 カラー舗装等

(4) 警察関係

別紙 資料5

(5) 市関係

①道路反射鏡 新設・更新 60 基程度

②区画線 50,002m

・鶴岡地域：36,006m ・藤島地域：2,790m ・羽黒地域：3,025m

・櫛引地域：4,961m ・朝日地域：2,620m ・温海地域：600m

③防護柵 1,689m

・鶴岡地域：689m ・羽黒地域：60m ・櫛引地域：405m

・朝日地域：55m ・温海地域：80m

2. 交通安全教育の推進

交通安全指導専門員を配置し、交通安全教育を推進する。

・幼 児 … 園児と保護者を対象とした「かもしかクラブ」での指導

・児 童 … 歩行中及び自転車乗用中の注意を基本に小学校での実施
交通安全教室での指導

・高齢者 … 交通安全教室を開催するほか、老人クラブの会合等での指導

3. 広報・啓発活動

交通安全協会・交通安全推進協議会等と連携し、広報・啓発活動を行う。

(1)街頭立哨指導（春、夏、秋、年末の県民運動に際して実施）

(2)店頭啓発

(3)広報車での街頭宣伝

(4)広報つるおかへの掲載等

(5)交通安全大会等の開催

①安全で明るいまちづくり鶴岡大会

・日程 平成26年11月5日（水）

・会場 鶴岡市中央公民館

- ② 明るいまちづくり藤島大会
- ・ 日程 平成26年6月29日(日)
 - ・ 会場 藤島地区地域活動センター

- ③ 明るい地域づくり羽黒大会
- ・ 日程 未定
 - ・ 会場 未定

- ④ 櫛引地域交通安全大会
- ・ 日程 未定
 - ・ 会場 未定

- ⑤ 朝日地域交通安全大会
- ・ 日程 平成26年8月5日(火)
 - ・ 会場 朝日中央公民館

- ⑤ 明るいまちづくり温海大会
- ・ 日程 平成26年11月16日(日)
 - ・ 会場 温海ふれあいセンター

(6) 交通安全功労者表彰

(7) 交通安全ポスター募集(9月19日(金)を締切りに募集)

(8) 交通安全モデル事業

交通安全推進の先進的な取り組みを行う地区を数カ所指定し助成する。

4. 通学時の安全確保

登校時の安全確保のため、交通指導員を配置し、安全な道路横断指導・誘導する。

各小学校区スクールゾーン対策協議会等に対し、交通安全用物品購入費の補助を行う。

5. 交通災害共済事業

(1) 加入状況

- ・ 加入者数 68,580人(加入率51.5%)
- ・ 加入金額 24,167,160円

(2) 見舞金支給状況

- ・ 支給件数 63件
- ・ 支給金額 4,680,000円 (5月末現在)

○鶴岡市交通安全条例

平成17年10月1日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、本市における交通の安全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通の安全に対する意識の高揚を図るとともに、交通の安全を確保するために必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県その他の関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、日常生活を通じて自主的かつ積極的に、交通の安全に対する意識の高揚及び交通の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動で使用する車両等の運転者に対し、交通の安全に関する教育を推進し、交通の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全意識の高揚)

第5条 市は、市民の交通の安全に対する意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業所、学校等における交通の安全に関する教育及び啓発の推進、情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。

(良好な道路交通環境の確保等)

第6条 市は、交通の安全を確保するため、良好な道路交通環境を確保するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、交通の安全のための施設等の整備その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全用具の普及)

第7条 市は、関係機関等と連携し、交通事故の発生を未然に防止するため、交通の安全性を高める用具の普及に努めるものとする。

(交通死亡事故等多発時の措置)

第8条 市は、交通死亡事故が連続して発生した場合又は特定の区間若しくは場所において、集中的に交通事故が発生した場合で必要があると認めるときは、関係機関等と協議し、必要な交通事故防止対策を講ずるものとする。

(交通安全対策会議)

第9条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、鶴岡市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鶴岡市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充てる。

5 委員は、その定員を30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関等の役職員
- (2) 交通の安全に関する知識経験を有する者
- (3) 市の職員

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○鶴岡市交通安全対策会議規則

平成17年10月1日規則第24号

鶴岡市交通安全対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市交通安全条例（平成17年鶴岡市条例第19号）第9条第1項に規定する鶴岡市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 対策会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 対策会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 対策会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、市民部防災安全課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱、任命される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、委嘱、任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鶴岡市交通安全対策会議委員名簿

任期 平成25年8月1日～平成27年7月31日

	役職	氏名	職名	摘要
1	会長	榎本政規	鶴岡市長	
2	委員	山本益生	鶴岡市副市長	
3	委員	阿保和徳	国土交通省酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所長	
4	委員	松田道雄	国土交通省酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所長	
5	委員	小松智弘	山形県庄内総合支庁 総務企画部総務課長	
6	委員	後藤仁司	山形県庄内総合支庁建設部 道路計画課道路管理主幹	
7	委員	吉田幸司	鶴岡警察署交通課長	
8	委員	中野新	鶴岡地区交通安全協会長	
9	委員	山口重人	東日本旅客鉄道株式会社鶴岡駅長	
10	委員	宇治将凱	鶴岡市町内会連合会	
11	委員	薄衣正一	鶴岡市自治振興会連絡協議会	
12	委員	百瀬正子	鶴岡市交通安全推進協議会 藤島支部副支部長	
13	委員	丸山壽身	鶴岡市交通安全推進協議会 羽黒支部長	
14	委員	清和ふみ子	鶴岡市交通安全推進協議会 櫛引支部副支部長	
15	委員		鶴岡市交通安全推進協議会 朝日支部	会議開催時点では 後任者未定のため
16	委員	柳澤卓	鶴岡市交通安全推進協議会 温海支部長	
17	委員	川畑仁	鶴岡市市民部長	
18	委員	五十嵐正一	鶴岡市建設部長	
19	委員	長谷川貞義	鶴岡市教育委員会教育部長	

第9次鶴岡市交通安全計画

(平成23年度から平成27年度まで)

鶴岡市交通安全対策会議

ま え が き

我が国では、車社会の急速な進展に対して、交通安全施設の不足や安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者が著しく増加しました。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。これに基づき、鶴岡市においては、昭和46年度以降、8次にわたる鶴岡市交通安全計画を策定し、国、県及び関係機関・団体と一体となって交通安全対策を強力に実施してきました。

その結果、本市の年間の交通事故による死者数は、昭和46年をピークに、その後は減少傾向で推移してきました。

また、近年、交通事故発生件数・負傷者数も減少傾向にあるものの、交通環境の著しい変化や高齢人口の増加などに伴い、年間死亡者数を大きく減らすことができず、特に高齢者が関連する事故防止が急務となっております。

いうまでもなく、交通事故の防止は、国、県及び関係機関・団体はもちろん、市民一人ひとりが取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる鶴岡市」を目指して、総合的かつ長期的な施策をまとめた計画を策定し、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成23年度から同27年度までの5年間に、講ずべき交通安全に関する施策の大綱と数値目標を定めたものであります。

本市は、この計画に基づき、交通の状況や地域の実態に即して交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを積極的に実施することとします。

目 次

計画の基本理念	1
第1節 道路交通安全の目標等	3
1 道路交通事故のすう勢等	3
(1) 道路交通事故のすう勢等	3
(2) 交通事故の特徴	3
(3) 交通事故が減少している理由	4
2 交通安全計画における目標	5
第2節 道路交通安全についての対策	5
1 道路交通安全対策を考える視点	5
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	5
(2) 歩行者及び自転車利用者の安全確保	5
2 道路交通安全対策の重点事項	6
(1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進	6
(2) 交差点での交通事故防止対策の推進	6
(3) 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策の推進	6
(4) 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進	6
(5) シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底	6
(6) 自転車の安全運転の推進	6
3 道路交通安全のための施策の展開	6
(1) 交通安全思想の普及徹底	6
(2) 安全運転の確保	10
(3) 道路交通環境の整備	11
(4) 踏切道における交通の安全についての対策	12
(5) 救助・救急活動の充実	12
(6) 被害者支援の推進	12

計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

全国的に、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来など、これまで経験したことがない大きな転換点を迎えています。このような大きな社会環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として市民の様々な不安の解消に向けて、生命と暮らしを守る公的なセーフティネットを再構築するとともに、地域住民などと連携して、暮らしの安全・安心な地域づくりを推進していくことが重要です。

その際、交通事故による被害者数は災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保も、安全・安心な地域づくりの実現を図っていくための極めて重要な要素であります。

このため、交通安全の確保に向け、これまで様々な対策を講じてきたところですが、依然として交通事故件数は高い水準で推移しており、更なる対策の実施が必要であります。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことが求められます。

交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、県、市、及び関係機関・団体等と連携して力強く推進していかなければなりません。

2 「人優先」の交通安全思想

安全・安心な地域づくり、こと交通については、高齢者、障害者、子ども等のいわゆる交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。交通弱者の安全確保のためには、国、県、市が実施する交通安全施策は当然のことながら、子どもや高齢者が生活する身近な地域において交通弱者を交通事故から守る仕組みを地域ぐるみで構築していくことが重要であると考えられます。また、安全・安心な地域社会を実現していくためには、交通事故の危険に対する対応力を強化していく必要があります。

本市においては、このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進するとともに、地域ぐるみで交通弱者を守る仕組みづくりを促進していきます。

3 施策推進に当たっての基本的な考え方

本市では、このような観点から、道路交通において本計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととします。

具体的には、交通社会を構成する人、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という各要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の実態を調査・分析し、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを市民の理解と協力の下、強力で推進します。

(1) 人間に係る安全対策

安全な運行を確保するために、運転する人間の交通安全意識の徹底を図るとともに、歩行者等の安全な移動を確保するために、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとします。

また、交通社会に参加する市民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることにかんがみ、今後も交通安全教育、普及啓発活動を充実させ、社会全体の規範意識及び交通マナーの向上に努めます。

(2) 交通環境に係る安全対策

「人優先」の考えの下、交通環境に係る安全対策として、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図ることとします。

(3) 救助・救急活動及び交通事故被害者等支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要です。

特に、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図ることとします。

(4) 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、県、市、関係機関・団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要です。

市が行う交通安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくりや、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域における特性に応じた取組み等により、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

第1節 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故のすう勢等

(1) 道路交通事故のすう勢等

第8次交通安全計画では、平成22年度までの年間交通死亡事故者数7人以下、負傷者数1,000人以下を目標として推進した結果、平成18年から平成22年までの交通事故の概要は下記のとおりであり、発生件数、死者数、負傷者数とも総体的に減少傾向にあります。

○第8次交通安全計画期間中の交通事故発生状況

①発生件数等

区分	発生件数	死者数(うち高齢者)	負傷者数(うち高齢者)
平成18年	1,048件	13人(4人)	1,319人(213人)
平成19年	934件	10人(7人)	1,198人(170人)
平成20年	894件	10人(5人)	1,148人(190人)
平成21年	831件	6人(4人)	1,076人(197人)
平成22年	832件	6人(6人)	1,054人(198人)
計	4,539件	45人(26人)	5,795人(968人)

※交通年鑑(山形県警察本部発行)再編

(2) 交通死亡事故の特徴

第8次交通安全計画期間内の交通死亡事故の特徴は、次のとおりです。

① 高齢者が犠牲となる死亡事故が多い

平成22年11月30日現在、人口に占める高齢者の比率は約28%ですが、第8次交通安全計画期間内の交通事故死亡者のうち高齢者の比率は約57%になっています。

② 前方不注視(脇見・漫然・ぼんやり)による事故が多い

第8次交通安全計画期間内の発生件数は970件で全体の約21%、死者数は17人で約38%を占めており、第7次計画期間内(件数1,127 死者8)と比較すると発生件数は減少しているものの、死者数は大幅に増加しています。

③ 国道・県道等幹線道路での発生が多い(全死者の8割を占める)

④ 交差点(付近を含)での出会い頭事故が多い(全発生件数の半数以上を占める)

②車両の主な事故原因別発生状況

区 分	前方不注視				安全速度		通行区分(右側)		最高速度		飲酒運転(内数)	
	脇見		漫然・ぼんやり		件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
	件数	死者	件数	死者								
平成18年	120 件	0 人	67 件	4 人	27 件	0 人	4 件	2 人	0 件	0 人	17 件	1 人
平成19年	151 件	3 人	85 件	0 人	59 件	0 人	13 件	2 人	1 件	1 人	5 件	1 人
平成20年	91 件	3 人	93 件	3 人	19 件	2 人	5 件	0 人	0 件	0 人	14 件	0 人
平成21年	99 件	2 人	76 件	2 人	17 件	0 人	7 件	0 人	0 件	0 人	7 件	1 人
平成22年	103 件	0 人	85 件	0 人	16 件	1 人	6 件	2 人	0 件	0 人	4 件	0 人
計	564 件	8 人	406 件	9 人	138 件	3 人	35 件	6 人	1 件	1 人	47 件	3 人

③昼夜別・道路形状別発生状況

区 分	昼		夜		交差点(付近を含)		単路・その他	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
平成18年	789 件	9 人	259 件	4 人	553 件	6 人	489 件	7 人
平成19年	709 件	8 人	225 件	2 人	506 件	1 人	423 件	9 人
平成20年	665 件	6 人	229 件	4 人	497 件	4 人	393 件	6 人
平成21年	653 件	4 人	178 件	2 人	490 件	0 人	338 件	6 人
平成22年	632 件	4 人	200 件	2 人	499 件	2 人	327 件	4 人
計	3,448 件	31 人	1,091 件	14 人	2,545 件	13 人	1,970 件	32 人

④路線別発生状況

区 分	国道		県道		市町村道・その他	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者
平成18年	291 件	4 人	340 件	6 人	417 件	3 人
平成19年	248 件	8 人	340 件	1 人	346 件	1 人
平成20年	220 件	2 人	298 件	5 人	376 件	3 人
平成21年	203 件	2 人	282 件	2 人	346 件	2 人
平成22年	184 件	2 人	319 件	4 人	329 件	0 人
計	1,146 件	18 人	1,579 件	18 人	1,814 件	9 人

※交通年鑑（山形県警察本部発行）再編

※「高齢者」は65歳以上、「昼」は日の出から日没までの間

(3) 交通事故死者数が減少している理由

交通事故件数が第8次交通安全期間内に4年連続で減少し、それと比例するように、死者数も総体的に減少傾向にあります。その理由としては、交通安全思想の普及徹底、道路交通環境の整備、車両の安全性の向上、道路交通秩序の維持、救急・救助活動等の充実等の各種対策が相乗的に効果を発揮したものと認められますが、定量的に示すことができる主な要因としては次のものがあげられます。

- ① 飲酒運転、速度超過等悪質・危険性の高い違反を伴う事故の減少
- ② シートベルト着用率の向上に伴う致死率（自動車乗車中）の低下
- ③ 危険認知速度（車両の事故直前速度）の低下
- ④ 法令違反の歩行者の減少
- ⑤ 車両の安全性の向上

2 交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、安全・安心な鶴岡市を達成することが究極の目標ですが、本計画の計画期間である平成27年までに、年間の24時間死者数を4人以下とし、負傷者数については800人以下とすることを目指します。

第2節 道路交通安全についての対策

1 道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による負傷者数、死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられます。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進します。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

本市の交通事故死者数のうち高齢者の割合は4年連続で全体の50%以上を占めているとともに、平成22年においては交通事故死亡者のすべてが高齢者でした。今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえた、きめ細かかつ総合的な交通安全対策を推進すべきであり、道路交通環境の整備のほか家庭や地域と連携した交通安全啓発活動などが重要となります。また、子どもの安全確保に対しては、防犯・交通安全対策の観点から、特に通学路において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要があります。

(2) 歩行者及び自転車利用者の安全確保

「人優先」の考えの下、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められており、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となる両面を持っていることから、それぞれの対策を講じる必要があります。自転車の走行空間の確保などの道路環境整備のほか、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

2 道路交通安全対策の重点事項

第8次鶴岡市交通安全計画期間内における交通事故の特徴を踏まえ、次の6項目を重点として取り組みます。

- (1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進
- (2) 交差点での交通事故防止対策の推進
- (3) 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策の推進
- (4) 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- (5) シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底
- (6) 自転車の安全運転の推進

3 道路交通安全のための施策の展開

(1) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。また、「人優先」の交通安全思想の下、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに

に、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることも重要であることから、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図りながら、他の世代に対しても、高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化します。

また、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化します。

① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

幼稚園・保育園等においては、幼稚園・保育園単位で結成されている幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」を通じての交通安全教育に重点を置き、鶴岡市交通安全指導専門員を派遣し、保育士・教職員及び保護者と連携を取りながら計画的かつ継続的に行います。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、かもしかリーダー研修会の開催や指導資料の作成をするなどの指導力の向上を推進します。

また、家庭・地域及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全活動等を推進します。

イ 児童、生徒に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

学校で実践する交通安全教室に鶴岡市交通安全指導専門員を派遣し、交通安全教育の支援を行います。

P T A・交通安全母の会、地区の交通安全協会等と密接な連携を図り、不審者情報を共有するなど交通安全教育と関連させながら、併せて防犯に対する横断的な取り組みを推進します。

また、中学生、高校生に対する交通安全教育は、特に自転車の安全通行に必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。

ウ 成人に対する交通安全教育

青年・成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転意識の向上が必要であり、また加害者になり得る可能性が高いため、特に交通社会における社会的責任の自覚が必要であります。車両等の安全運転を確保する観点から、運転者としての危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情や交通事故の悲惨さに対する理解、交通意識、交通マナーの向上が求められます。

そのため、責任と思いやりのある社会人の自覚を醸成するため、地域・職場における運転者講習会や関係団体の諸活動を通じて、幅広く交通安全意識の高揚を図ります。

エ 高齢者に対する交通安全教育

運転免許保有者に占める高齢運転者の割合が増加してきており、それ以上に高齢者がかかわる事故の割合が増加しています。今後更に高齢運転者が増加することが予測されるため、高齢運転者に対して、加齢による身体及び認知機能の低下を客観的に認識させるとともに、交通状況に応じて、安全に道路を通行させるために必要な実践的技能・交通ルールの認識を取得させることを推進します。

また、高齢歩行者・自転車利用者についても、交通ルールを遵守し安全な場所・安全な時間に通行することなどを指導します。また、夕暮れ時から夜間における歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、反射材等の着用を呼びかけます。

このため、高齢者を対象とした交通安全教室を実施するほか、社会教育活動、福祉活動、老人クラブ活動にも鶴岡市交通安全指導専門員を派遣し、多様な機会を活用し、交通安全教育を積極的に推進します。

また、老人福祉施設・高齢者サークル活動の場等、高齢者が集まる場所においてポスター掲示、交通安全指導、反射材の配布等の交通安全広報活動を推進します。

オ 障害者に対する交通安全教育

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

カ 外国人に対する交通安全教育

外国人に対し、国内の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、効果的な交通安全教育に努めます。

② 効果的な交通安全教育の推進

ア 交通安全教育を推進するための指導者の育成

幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び障害者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、県、市、警察、学校、関係民間団体等が連携を図り、指導者養成の場として、かもしかクラブリーダー研修会や高齢者交通安全実践教室などを開催します。

イ 交通安全教育の推進

- 交通安全専門指導員の派遣
幼稚園、保育園、学校、町内会、老人クラブ等で交通安全教室を開く際、対象者にあわせて鶴岡市交通安全指導専門員を派遣します。
- 交通安全教育用補助機材等の活用
模擬信号機、横断歩道マット、衝突実験用ダミー人形等を各種交通安全教育の実施時に活用し、より実践的な交通安全教育を推進します。

③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の推進

鶴岡市交通安全対策会議は、構成員となっている各機関・団体等の連携の強化を図り、一体となって各季の交通安全運動に取り組むとともに、構成員それぞれも主体となり、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を展開します。

イ 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末の交通安全運動を中心に、交通事故の実態に即した県民運動として街頭立哨などを展開するほか、高齢者の交通事故防止推進強化月間等その他の時期においても、実情に即した交通安全運動を実施します。

ウ 普及啓発活動の効果的な展開

- 街頭キャンペーン等の実施
交通安全運動の実施に当たっては、交通安全意識の普及高揚を図るため関係機関・団体等が緊密な連携の下に大型店舗や街頭等における啓発キャンペーンを実施するほか、広報車による街頭広報宣伝活動など、効果的な運動を実施していきます。
- 広報媒体の積極的活用
市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、市広報などを計画的、積極的に活用し、日常生活に密着した広報活動を展開します。

④ 自転車の安全利用の推進

ア 自転車の安全利用の推進

自転車は本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解する必要があり、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方の普及啓発の強化を図ります。

自転車は歩行者と衝突した場合には加害者になる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図ります。

イ 薄暮時の早め点灯等の推進

薄暮時の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取り付けを促進します。

(2) 安全運転の確保

① 飲酒運転の撲滅

飲酒運転は、極めて危険な行為であるとともに犯罪でもあり、平成20年3月に制定された「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」の目的に沿って、行政機関・団体はもとより市民総ぐるみで飲酒運転の撲滅に取り組めます。

ア 職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場、家庭、飲食店等での取り組みを促進し、市民総ぐるみで飲酒運転の追放を図ります。

イ 交通安全県民運動と連携したキャンペーン等の実施

交通安全県民運動と連携したキャンペーンを実施し、「絶対しない、させない、許さない」運動を展開するとともに、飲酒する側が注意することはもちろん、提供する側においても飲酒運転の防止活動を促進します。

② 高齢運転者対策の充実

高齢者の運転免許所持率が上がっており、更に急激な増加が予測されることから、事故発生率が高い高齢運転者への交通安全対策は、緊急かつ重要な課題であります。高齢運転者に対しては、加齢による身体及び認知機能の低下が、運転者としての交通行動に悪影響を及ぼすことを理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に走行するために必要な、実践的スキルや交通ルールを習得させるため、参加・体験・実践等の交通安全教育を実施します。

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の積極的な使用の促進を図るとともに、取り付けた車両に対する保護意識の高揚を図ります。

また、顔写真付住民基本台帳カードの無料交付など、運転免許証を自主返納した者の支援に努めます。

③ シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故のうち、シートベルトを着用していれば助かった事故も多いとのデータがあります。

シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の理解と徹底を図るため、警察・関係団体等と連携し、各種活動・交通安全等の機会に、子どもを同乗させる際にお

けるチャイルドシートの着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動などあらゆる機会に着用の徹底を広く呼び掛けます。

(3) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも公安委員会や国・県・市の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、事故多発地点対策等で一定の事故抑止効果が確認されています。

今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から歩道等交通安全施設の一層の整備、効果的な交通規制の推進等、人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとします。

① 道路における交通安全対策の推進

安全かつ円滑な交通を確保するため、次の方針により交通安全対策を推進していきます。

ア 安全・安心な歩行空間の整備

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、特に通学路や生活道路における歩行空間の整備を推進します。

イ 交差点・カーブ箇所の交通事故防止対策

交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間について、路面表示や区画線の強調表示などにより、運転者への注意喚起を促すなど、県公安委員会と連携し交通事故抑止対策に努めます。

ウ 交通安全施設等の整備

危険箇所への転落防止柵・ガードレールなどの整備や区画線、道路反射鏡の整備等、交通安全施設の整備を推進します。

エ 冬期の安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、積雪による車道・歩道の幅員の減少や、凍結によるスリップや転倒など、冬期間特有の危険に対し、市内全域の生活道路や通学路の除雪対策を講じるほか、防雪柵等の整備を推進します。

② 効果的な交通規制の推進

道路構造、交通安全施設整備状況、交通事故発生状況等を勘案しつつ、道路網全体の中で、それぞれの道路の社会的機能・役割を考慮し、国・県と連携しながら地域の特性に応じた効果的な交通規制を実施します。

③ 駐車対策の実施

路上における悪質な違法駐車を防止し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、県と連携しながら駐車禁止等の交通規制等の適正化を図ります。

④ その他道路交通環境の整備

ア 事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等については、県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故対策を実施します。

イ 重大事故の再発防止

死傷事故や社会的に大きな影響を与える重大事故などが発生した場合には、速やかに事故発生箇所の道路交通環境など発生要因を調査するとともに、関係機関と連携しながら発生要因を踏まえた対策を講ずることにより、再発防止を図ります。

ウ 通学時の安全確保

危険な通学路に、鶴岡市交通指導員を配置し、安全な道路横断を指導・誘導することにより児童生徒の通学時の安全を確保します。

(4) 踏切道における交通の安全についての対策

自動車の通行に支障となっている狭隘な踏切道にあつては、鉄道管理者の理解を得ながら、構造改良を推進します。

(5) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

また、集団救助が必要となる事故の際には、市内における傷病者の搬送能力、収容能力を超える恐れもあるため、近隣市町及び消防機関における円滑な広域応援体制の運用を図ります。

(6) 被害者支援の推進

交通事故の被害者の現状を把握して、被害者の視点に立ち県交通事故相談所・日弁連交通事故相談活動などの周知徹底を図り、交通事故当事者に対して、広く相談の機会を提供します。

平成26年 2月 6日(木)

平成25年度鶴岡警察署管内
交通規制実施状況

鶴 岡 警 察 署

平成25年度の交通規制実施状況

第1 信号機関係

1 新設箇所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市温海地内 （あつみ温泉IC口十字路）	県道	半感応	新規
2	鶴岡市大西町地内 （山川不動産前十字路）	市道	定周期	新規

2 撤去箇所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市温海地内 （温泉入口Y字路）	県道	定周期	移設
2	鶴岡市大西町地内 （みどり幼稚園入口十字路）	市道	押ボタン	移設

3 改良箇所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市伊勢原地内 （伊勢原町口十字路）	国道112号	右折矢印	改良

第2 新規規制

1 線規制

(1) 最高速度

番号	場所（通称名）	内容	距離	備考
1	鶴岡市稲生町一丁目地内から 鶴岡市柳田地内まで	法廷→40km/h	370 m	新四小 通学路
2	鶴岡市柳田地内から 鶴岡市青柳町地内まで	法廷→40km/h	190 m	新四小 通学路
3	鶴岡市柳田地内から 鶴岡市柳田地内まで	法廷→40km/h	180 m	新四小 通学路
4	鶴岡市柳田地内から 鶴岡市柳田地内まで	法廷→40km/h	100 m	新四小 通学路

(2) 車両通行帯・進行方向別通行区分・進路変更禁止

番号	場所（通称名）	内容	距離	備考
1	鶴岡市ほなみ町地内 （伊勢原町口十字路）	南北2区間	30 m	右折車線 付加

2 点規制

(1) 横断歩道

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市青柳町地内 (コーポ青柳前十字路)	市道	1本	新四小 通学路
2	鶴岡市柳田地内 (四小正門前)	市道	1本	新四小 通学路
3	鶴岡市柳田地内 (四小東十字路)	市道	2本	新四小 通学路
4	鶴岡市柳田地内 (四小南十字路)	市道	2本	新四小 通学路
5	鶴岡市ほなみ町地内 (福祉センター東十字路)	市道	2本	二小通学路 対策
6	鶴岡市大西町地内 (山川不動産前十字路)	市道	1本	信号機 の新設
7	鶴岡市温海地内 (あつみ温泉IC口十字路)	県道	1本	信号機 の新設

(2) 一時停止

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市柳田地内 (四小北十字路)	市道	東西 2方向	新四小 通学路
2	鶴岡市温海地内 (温泉入口Y字路)	市道	南側 1方向	信号機 の移設

3 面規制

(1) ゾーン30

番号	地 区	内 容	距離等	備 考
1	鶴岡市切添町地内 (朝暘第五小学校周辺)	区域内の道路 30km/h規制	0.18平方km 総延長3770m	生活道路対策 通学路対策

第3 見直し規制
 (1) 最高速度

番号	路 線	内 容	距 離	備考
1	鶴岡市切添町地内～鶴岡市切添町地内 (市道)	1 区間 30 k m解除	200 m	ゾーン 30 規制
2	鶴岡市切添町～鶴岡市切添町地内 (市道)	1 区間 30 k m解除	300 m	ゾーン 30 規制

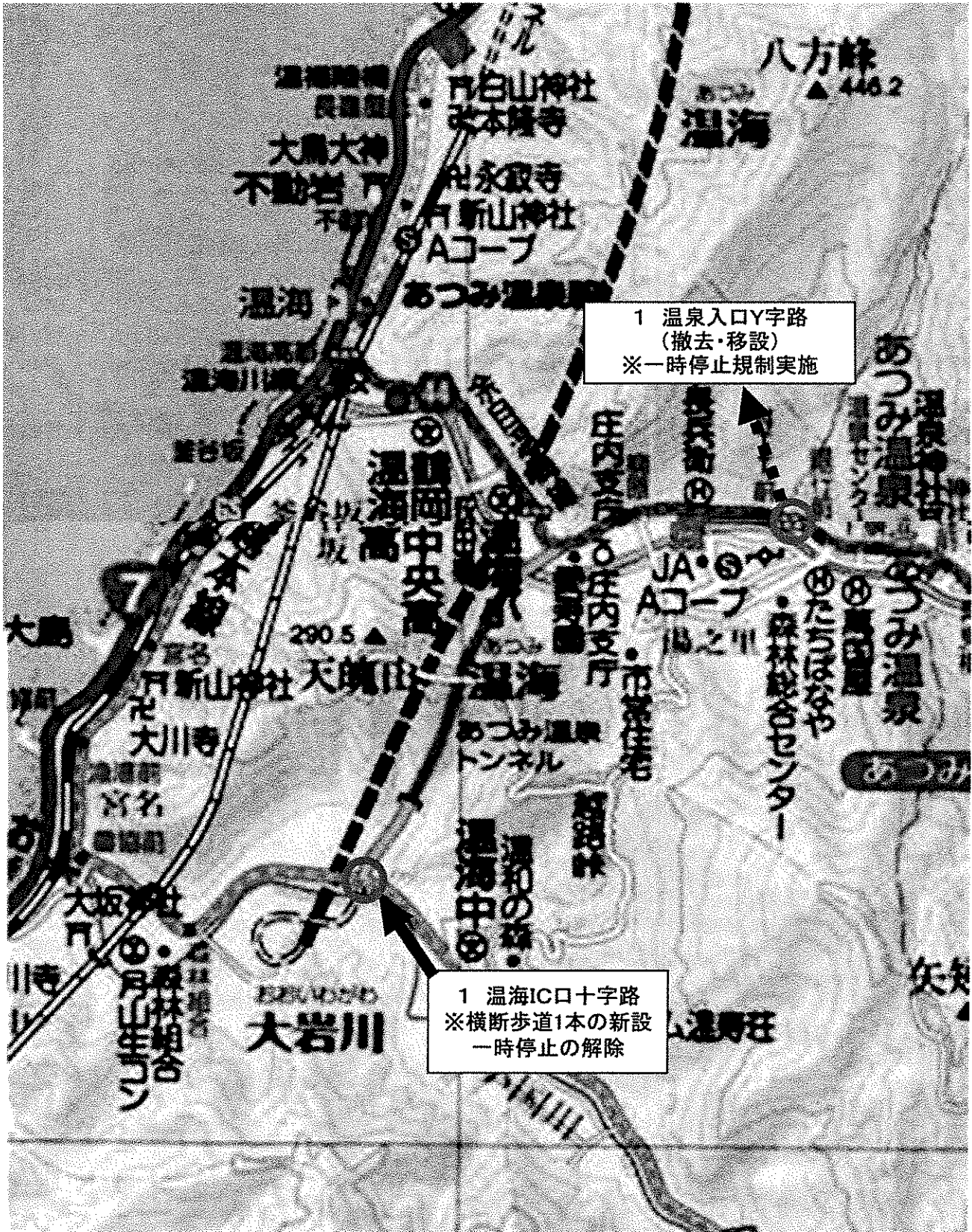
2 点規制
 (1) 横断歩道

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市羽黒町三橋地内 (羽黒町西部児童館前)	市道	1 本	廃止
2	鶴岡市大西町地内 (玉美容室前十字路)	市道	1 本	押ボタン信号の廃止
3	鶴岡市早田地内 (早田公民館前)	市道	1 本	住民要望

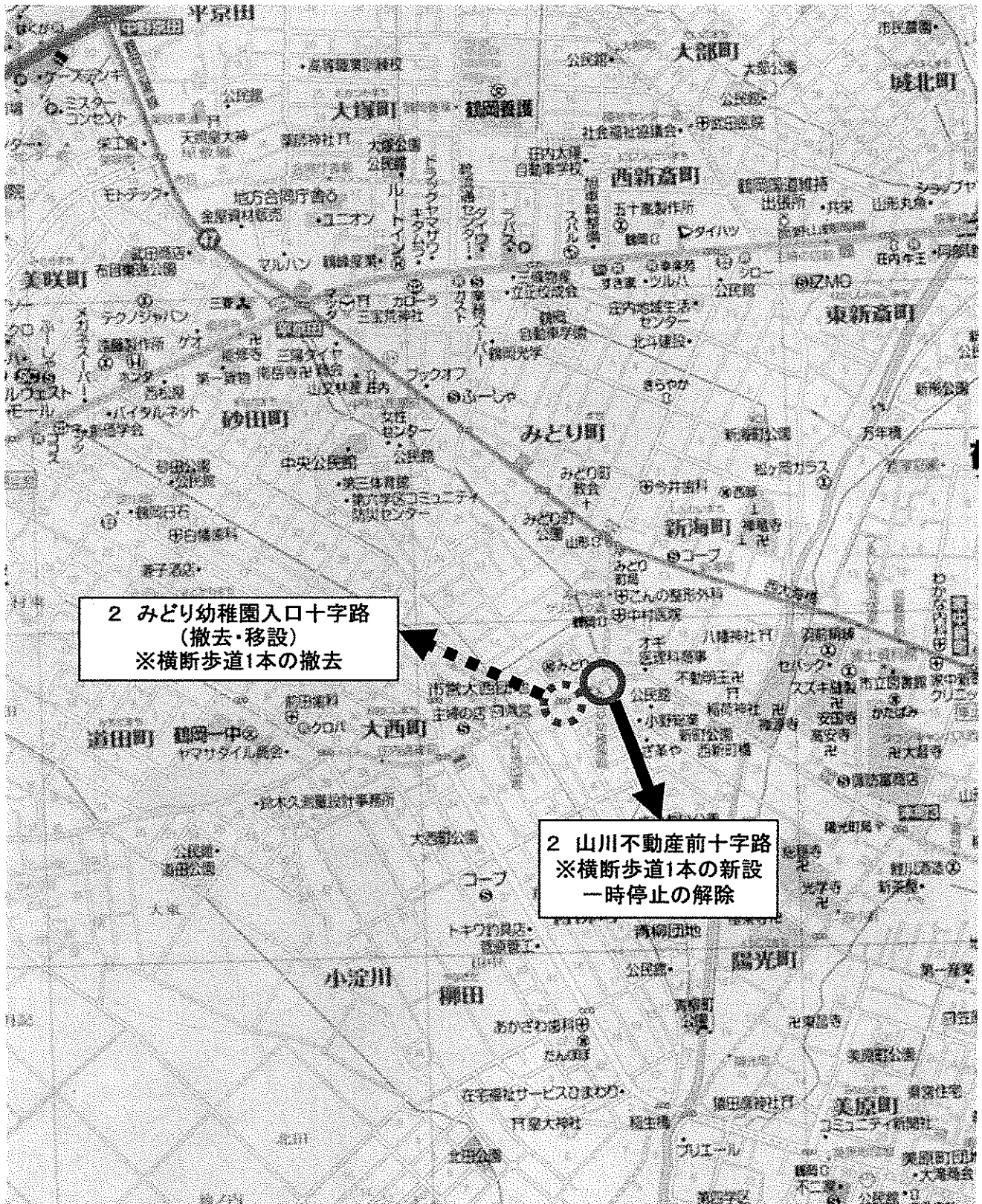
(2) 一時停止

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市大西町地内 (山川不動産前十字路)	市道	南北 2 方向	信号機設置
2	鶴岡市温海地内 (あつみ温泉 I C 口十字路)	県道	東西 2 方向	信号機設置

平成25年度信号機新設要望箇所



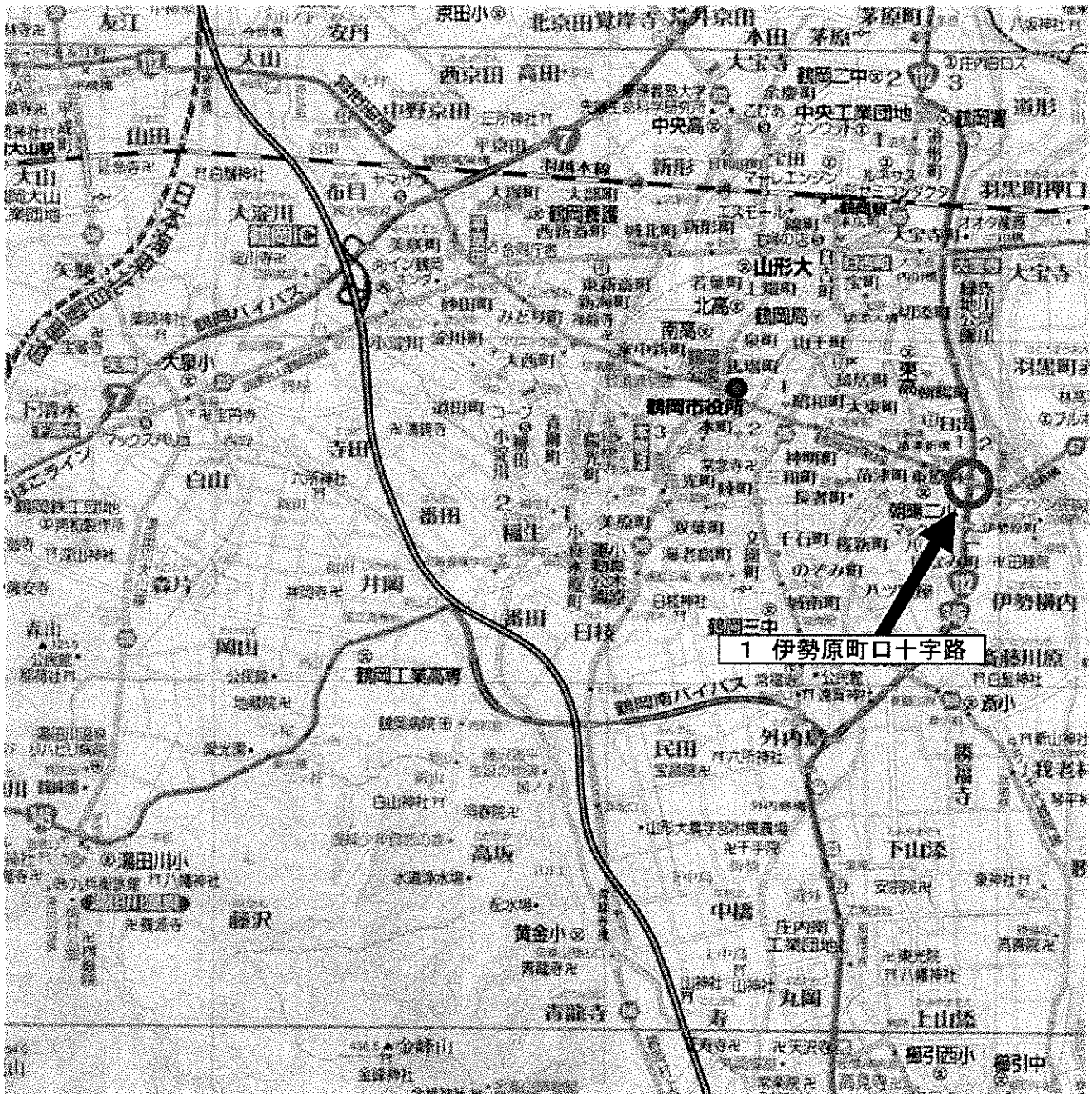
平成25年度信号機新設・撤去箇所



2 みどり幼稚園入口十字路口
(撤去・移設)
※横断歩道1本の撤去

2 山川不動産前十字路口
※横断歩道1本の新設
一時停止の解除

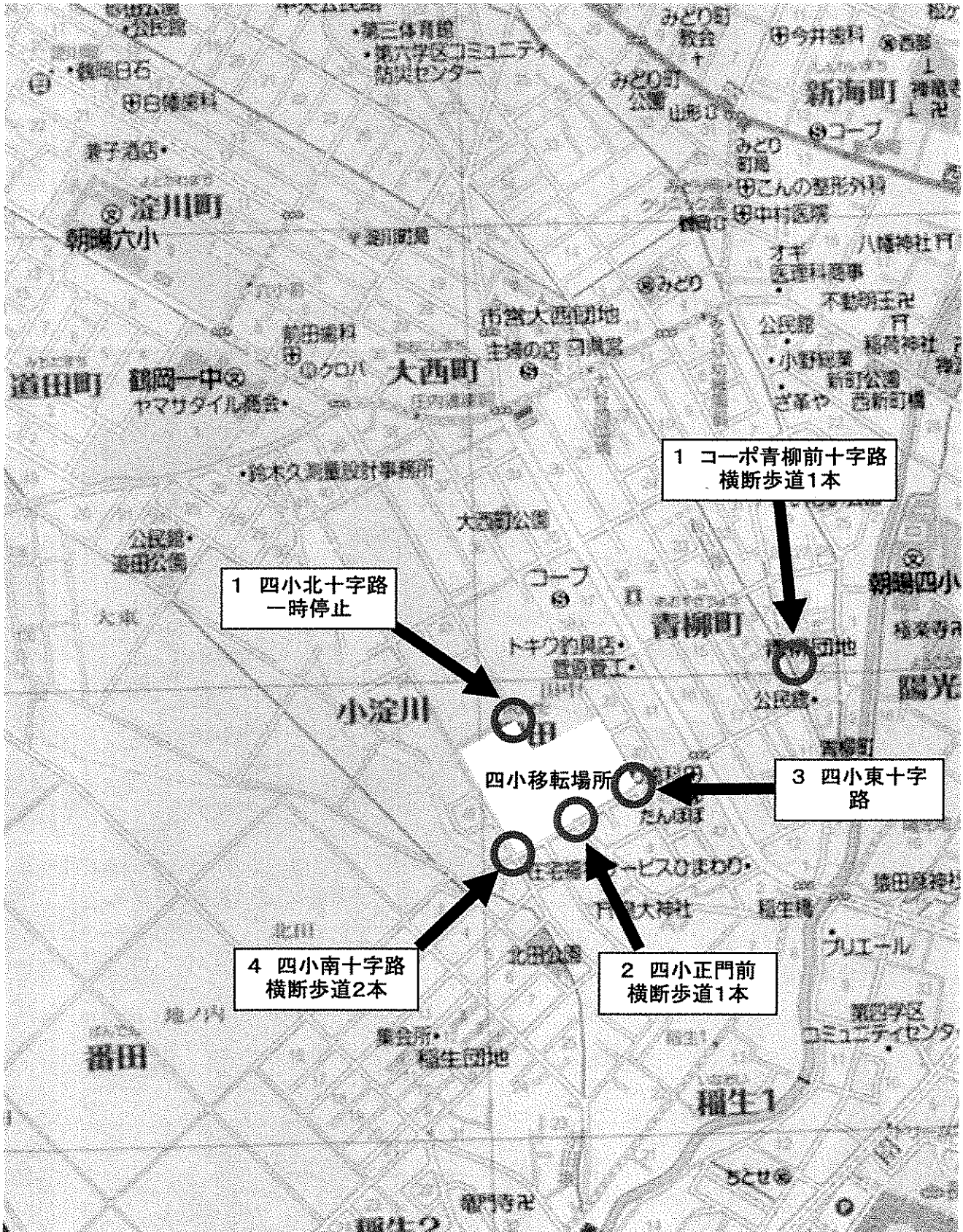
平成25年度信号機改良(右折矢印)箇所



平成25年度新規制・線規制



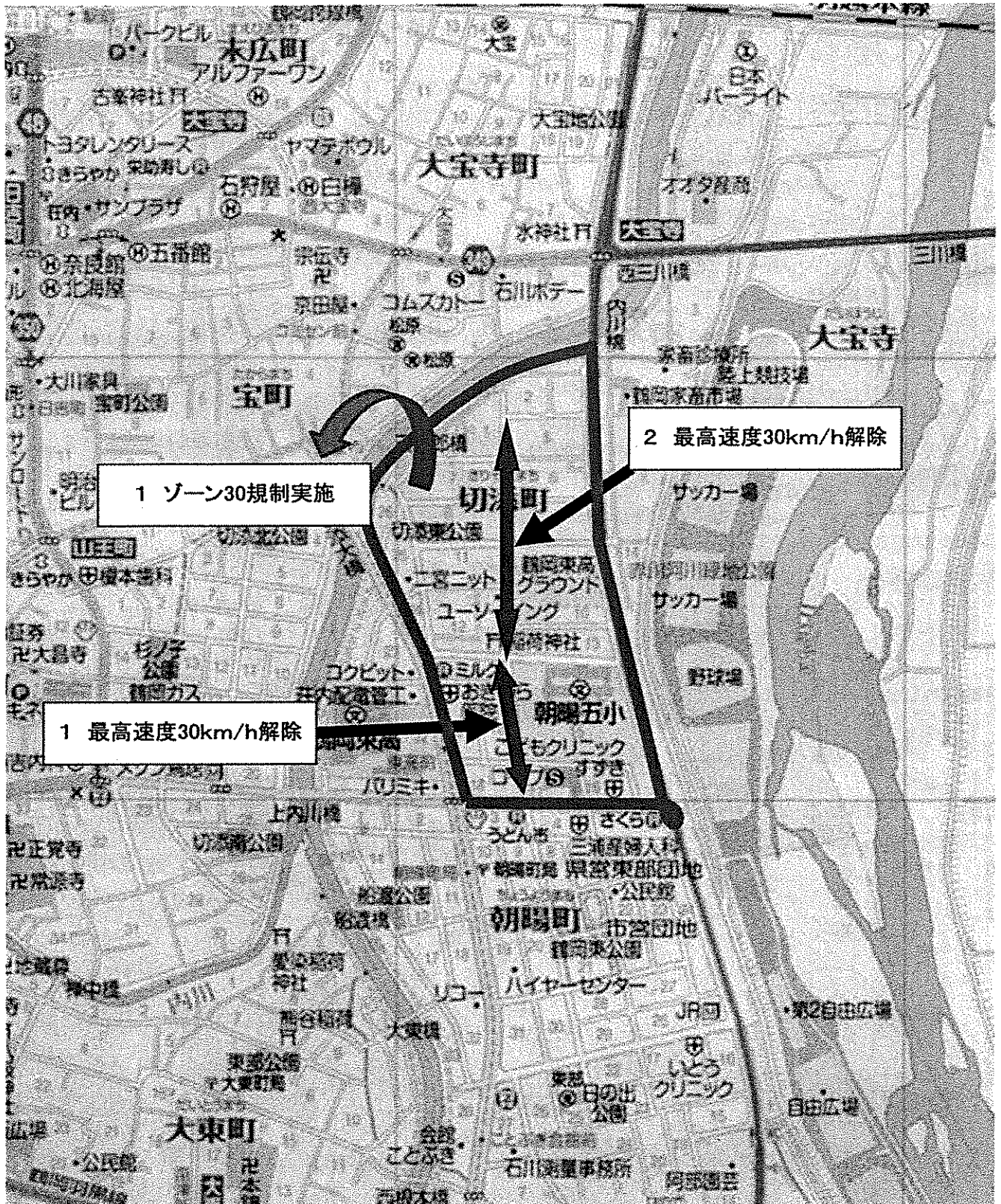
平成25年度新規制・点規制



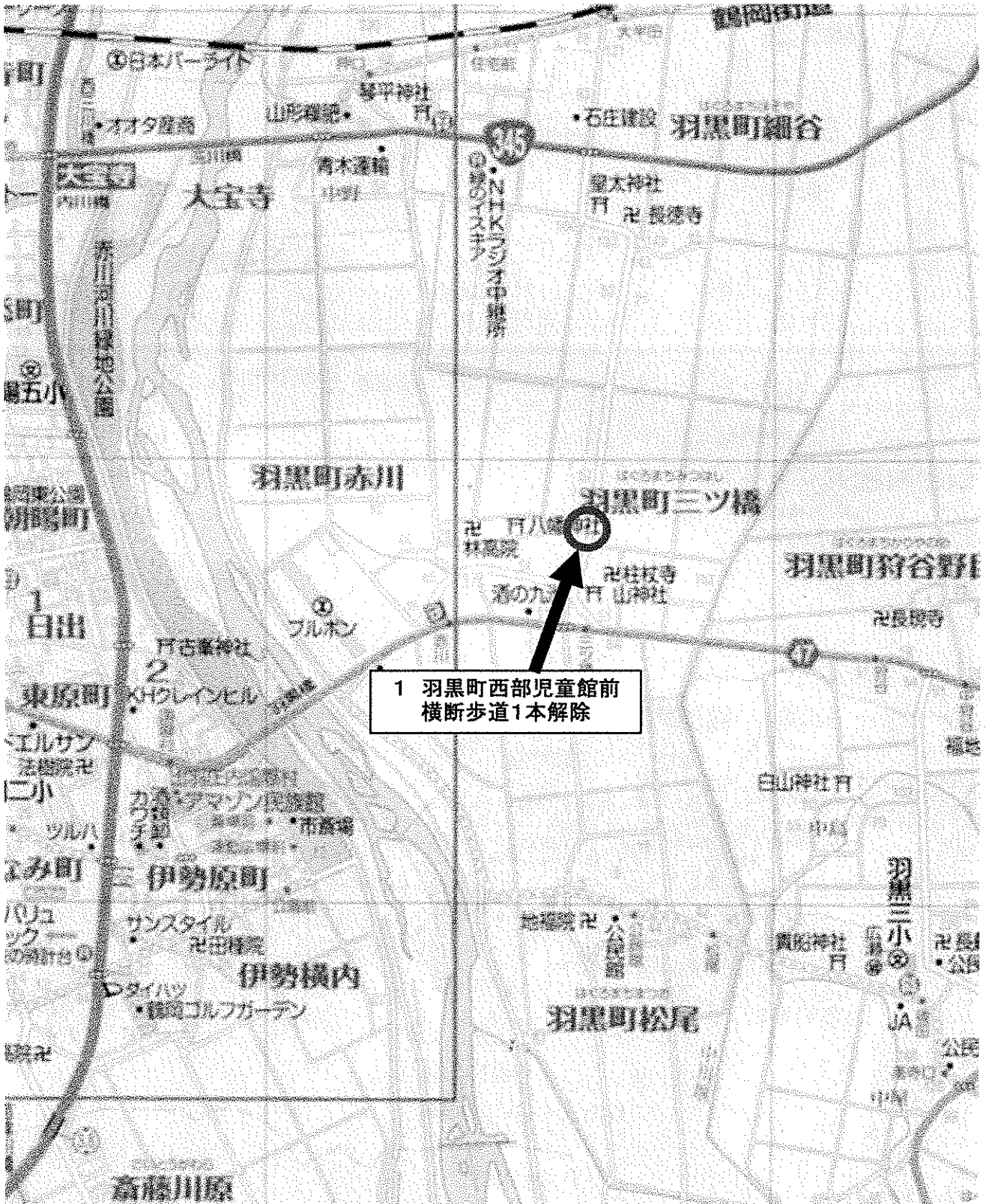
平成25年度新規制・点規制



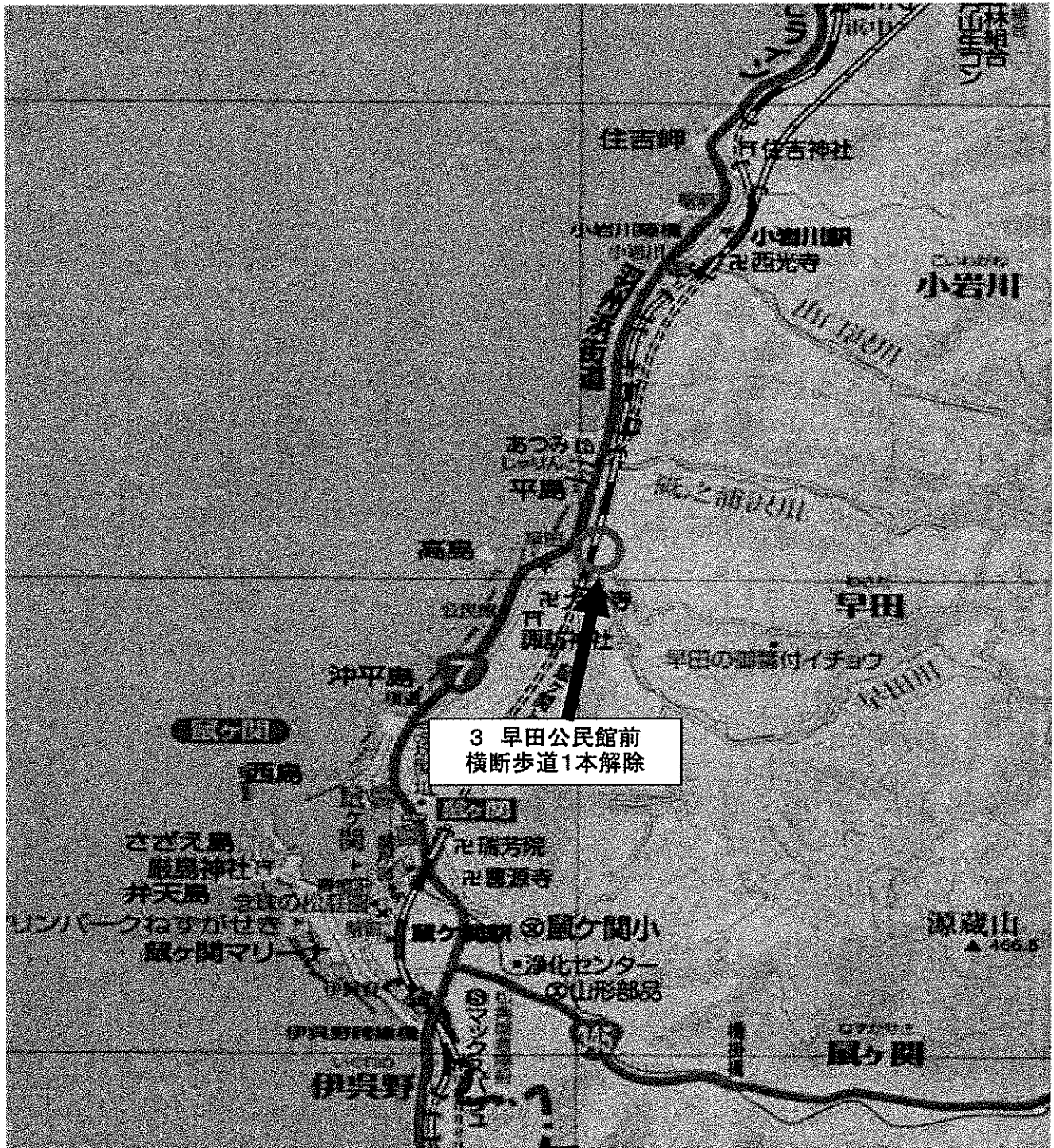
平成25年度新規制・面規制及び見直し線規制



平成25年度見直し点規制



平成25年度見直し点規制



平成26年 2月 6日(木)

平成26年度鶴岡警察署管内
交通規制上申計画(案)

鶴 岡 警 察 署

平成26年度の交通規制計画（案）

第1 信号機関係

1 新設要望箇所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市白山地内 （ユアテック前十字路）	県道	定周期	新規
2	鶴岡市温海地内 （温海バイパスT字路）	国道7号 県道	定周期	継続

2 統廃合に伴う撤去要望場所

番号	設置場所（通称名）	種別	移転先	備考
1	鶴岡市温海地内 （きらやか銀行温海支店前十字路）	定周期	温海バイパスT字路 （定周期）	継続

3 改良要望場所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市白山地内 （白山十字路）	国道7号 県道	右折矢印	継続

第2 新規規制

1 線規制

(1) 最高速度

番号	路 線	内 容	距 離	備考
1	鶴岡市松根地内～鶴岡市松根地内（県道）	1 区間 40 k m / h	1,200 m	道路改良 住民要望

2 点規制

(1) 横断歩道

番号	場 所（通称名）	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市下山添地内 （茶屋川原十字路）	市道	1 本	通学路対策
2	鶴岡市下山添地内 （下山添部落広場前十字路）	市道	1 本	通学路対策
3	鶴岡市白山地内 （ユアテック前十字路）	県道	3 本	交差点形状 変更
4	鶴岡市茅原地内 （マルホンカウボーイ前十字路）	市道	1 本	交差点形状 変更

(2) 一時停止

番号	場 所（通称名）	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市上畑町地内 （坂田屋前変形十字路）	市道	西側 1 方向	交通事 故対策

第3 見直し規制

1 線規制

(1) 車両通行止

番号	路 線	内 容	距 離	備考
1	鶴岡市遠賀原地内～鶴岡市外内島地内（市道）	1 区間解除	450 m	規制の見直し

2 点規制

(1) 自転車横断帯

番号	場 所（通称名）	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市日吉町地内 （大川商店前十字路）	県道 市道	4 本	廃止
2	鶴岡市本町一丁目地内 （鶴園橋東端十字路）	県道 市道	4 本	廃止
3	鶴岡市本町一丁目地内 （三雪橋東十字路）	市道	東西 2 本	廃止
4	鶴岡市本町一丁目地内 （千歳橋東十字路）	市道	東西 2 本	廃止
5	鶴岡市日出一丁目地内 （日出町十字路）	R 112 市道	南北 2 本	廃止
6	鶴岡市遠賀原地内 （遠賀原十字路）	R 112 市道	南北 2 本	廃止
7	鶴岡市上山添地内 （櫛引中学校前）	市道	1 本	廃止

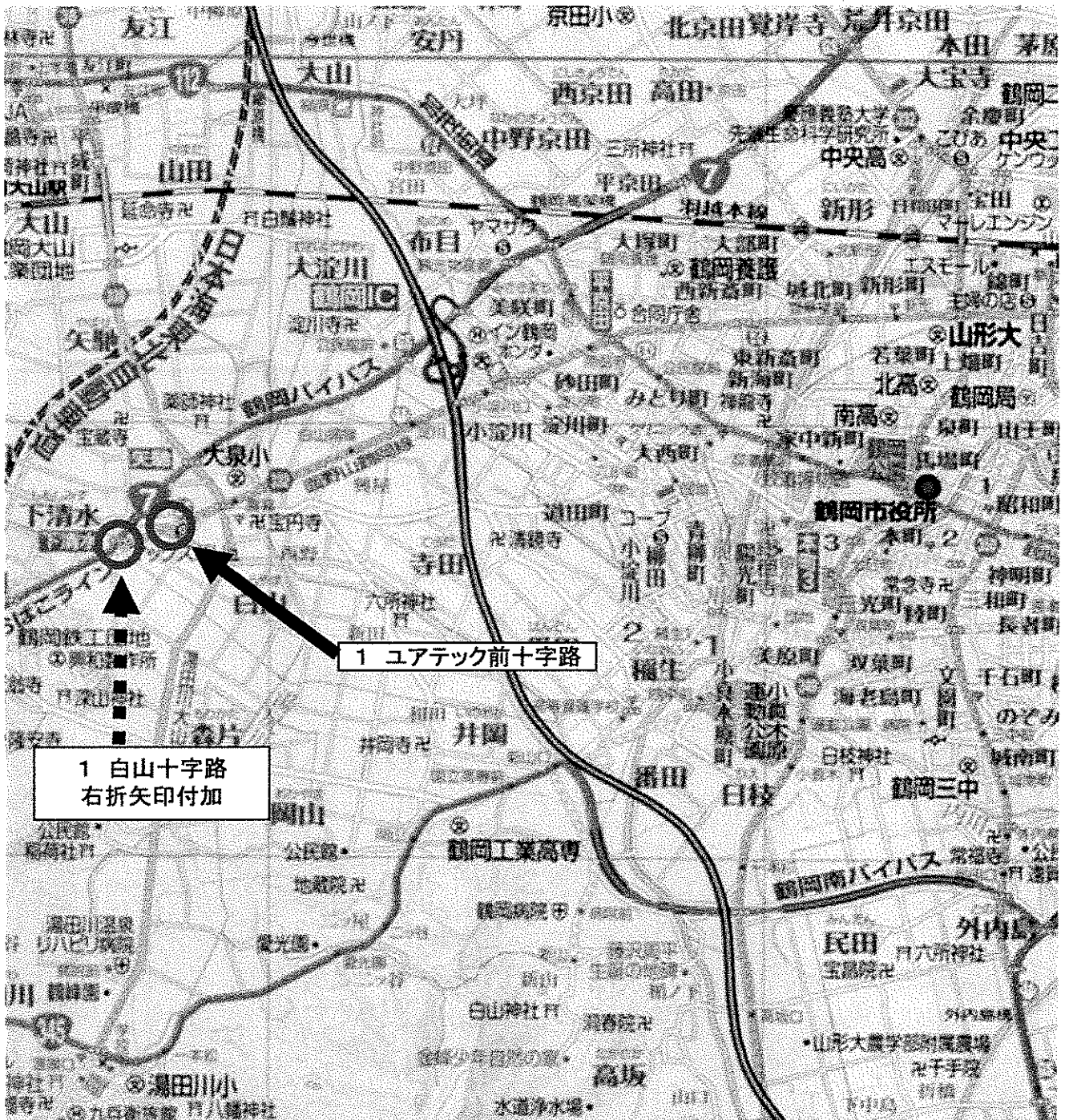
(2) 一時停止

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市宝田一丁目地内 (高砂電子西方十字路)	市道	南北 2方向	中央分 離帶有
2	鶴岡市道形町地内 (セコム前十字路)	市道	南北 2方向	中央分 離帶有

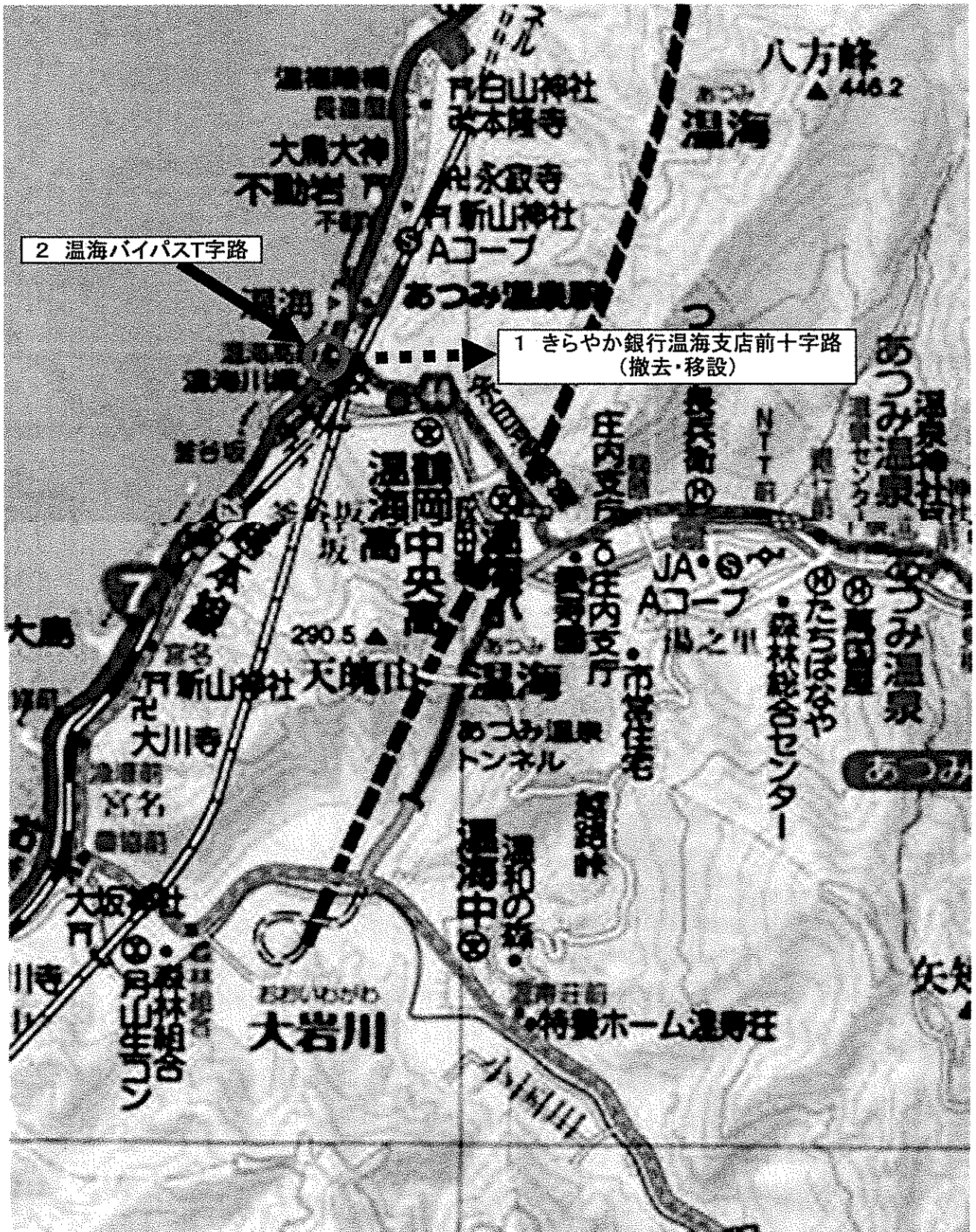
(3) 指定方向外進行禁止

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市遠賀原字明神川原地内 (外内島明神川原十字路)	県道	南北 2方向	通行止 解除
2	鶴岡市遠賀原字高間々地内 (遠賀原神社前T字路)	市道	東北 2方向	通行止 解除

平成26年度信号機新設要望箇所



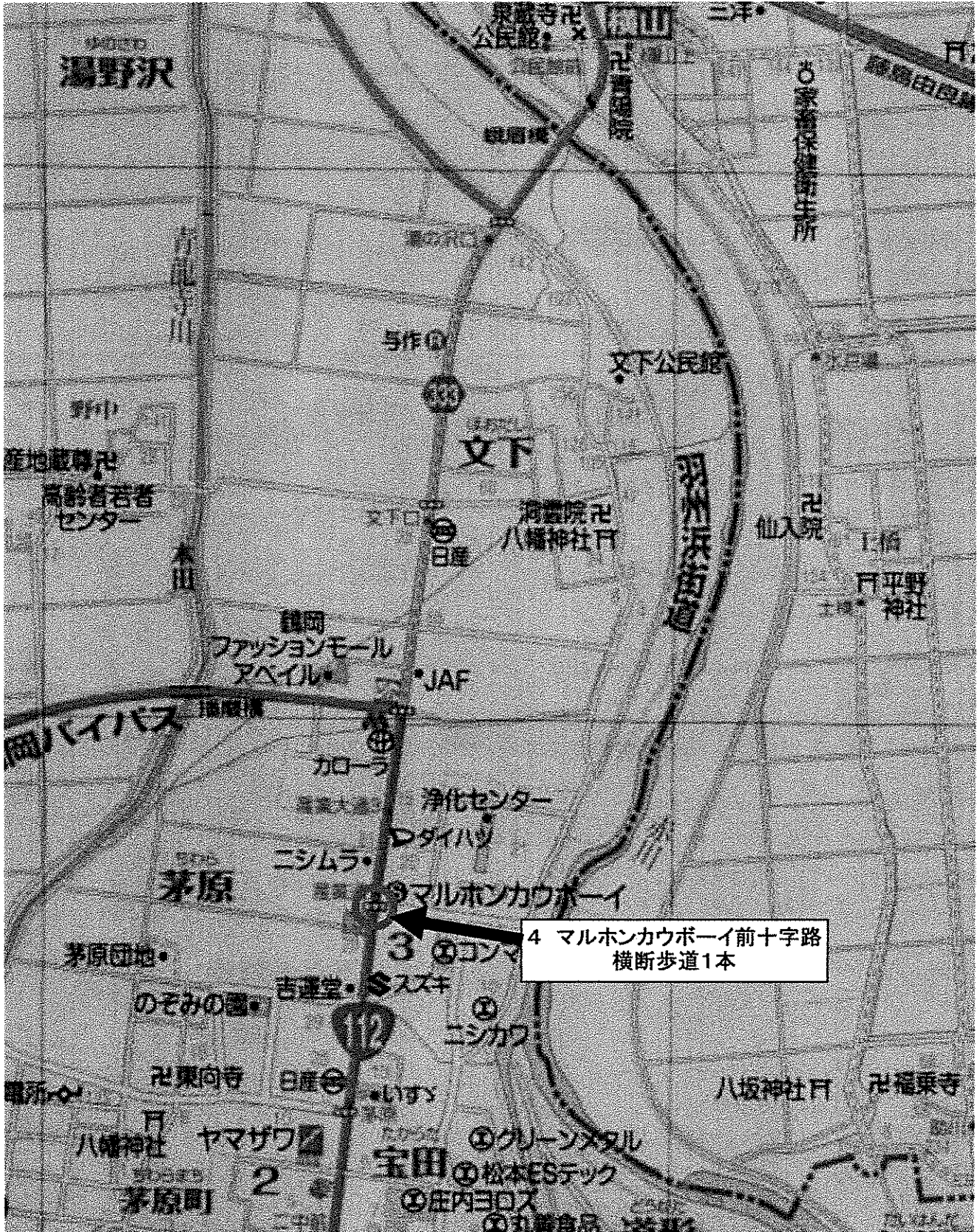
平成26年度信号機新設要望箇所



平成26年度交通規制計画(案)点規制



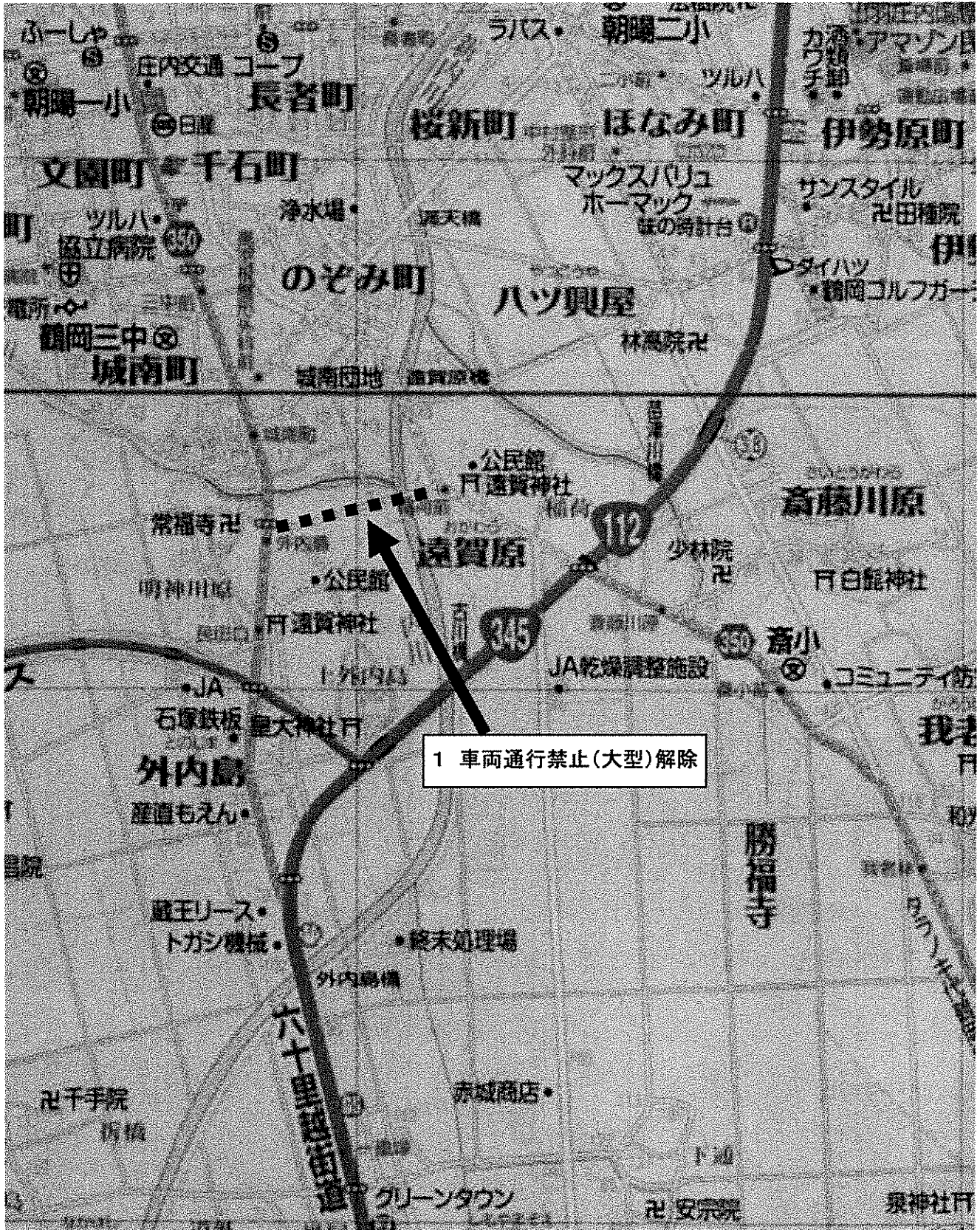
平成26年度交通規制計画(案)点規制



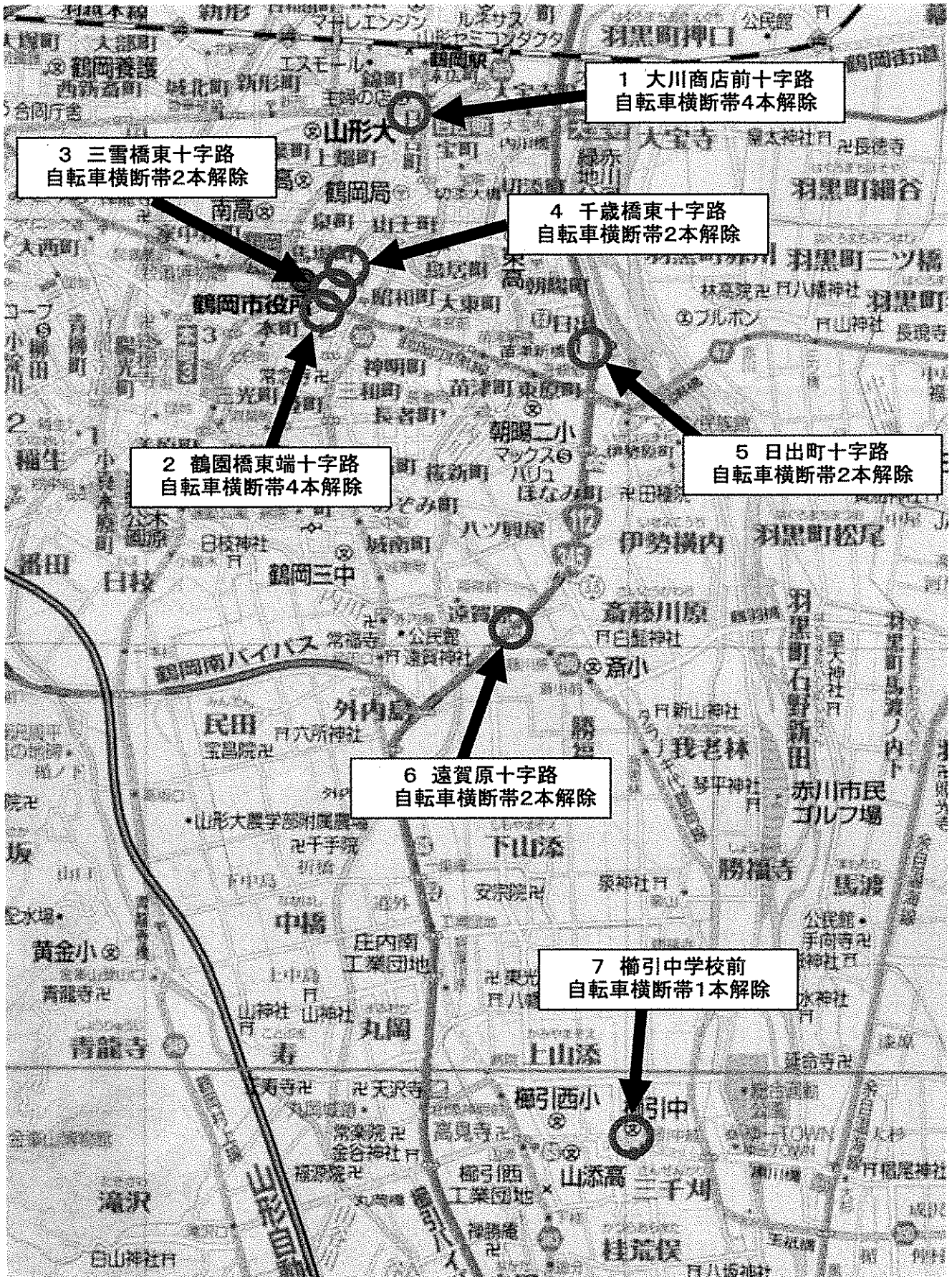
平成26年度交通規制計画(案)点規制



平成26年度交通規制計画(案)見直し線規制



平成26年度交通規制計画(案)見直し点規制



平成26年度交通規制計画(案)見直し点規制

